

止めよう 再処理！ 共同行動ニュース

2010年5月26日発行／再処理とめたい！首都圏市民のつどい
原水爆禁止日本国民会議気付 Tel. 03-5289-8224
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11



管理区域に入る際に着用が義務付けられている2つの個人線量計。原燃はこれらを未着用のまま管理区域に入らせる等の違反を続発させています。5月18日にも、分析建屋にて協力会社作業員を2つとも未着用のまま管理区域に入らせる違反を犯しました。(写真 2009.11.24 付原燃報告書より)

続発する17件保安規定違反 試験再開に向けた全ての作業を中止すべし

青森県にある六ヶ所再処理工場は、全国の原発から出てくる使用済核燃料からプルトニウムを取り出すための工場です。強烈な放射線を出し続ける使用済核燃料を切り刻み、引火性のある有機溶媒や濃硝酸を使って処理するので、各工程において、被曝、火災、爆発などの事故の危険性が常に付いています。またプルトニウムが濃い溶液として存在するため、臨界事故の危険性もあります。また、事故が起きなくても、日常的に大量の放射性物質を大気と海洋に放出しながら運転されます。

しかし、大事故を起こす危険性が極めて高い工場であるにもかかわらず、工場を動かしている事業者・日本原燃は、法律で遵守することを義務付けられている安全確保上重要な規則（保安規定）を守らず、違反行為を繰り返しています。

●固化セルの室内圧管理で保安規定違反

4月30日、六ヶ所再処理工場のガラス固化建屋固化セルにおいて、安全上重要なインターロック等（固化セル隔離ダンパ。安全装置）が作動しました。固化セルは、高レベル放射性廃液（死の灰の硝酸溶液）をガラスで固めてガラス固化体にする工程が行われる部屋で、極めて高い放射線環境下にあり、人が立ち入ることはできません。汚染された空気が外に漏れないように、この部屋は、周囲の部屋よりも室内圧を低くして（負圧にして）管理しています。今回は、不適切な負圧管理を行ったため、固化セルの室内圧が通常よりも高くなり、それを抑えるためにインターロック等が作動しました。保安規定では、安全上重要なインターロック等が作動した時はその事実を工場長等に報告すること、復旧作業を行う前に工場長の承認を得ることが義務付けられています。しかし、統括当直長は、これらのことを行わずに、勝手に復旧作業を行ったのです。厳格な管理が要求される施設のトラブルにまともに対処できないという品質保証体制の欠陥がまたしても露呈しました。

私たち「再処理とめたい！首都圏市民のつどい」は、毎月第4水曜日に経済産業省別館前でのニュース配布と要請書の提出などの定例行動を2004年12月から続けてきました。

●固化セルは大量漏洩した高レベル廃液により凄まじく汚染

固化セルでは、昨年1月に約149リットルもの高レベル放射性廃液の漏洩事故が発生しました。高レベル廃液供給配管から漏洩した廃液の大部分は、機器に付着したり、漏洩液受皿に溜まる前に蒸発し、約131リットル分が行方不明になりました。

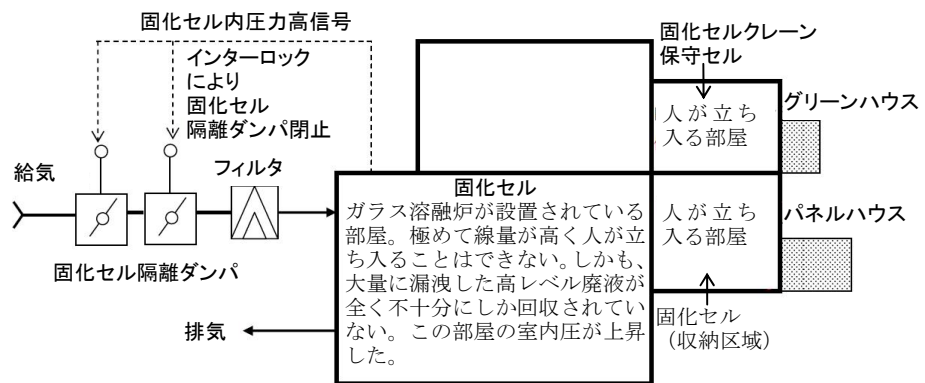
原燃は、その後機器の洗浄作業を行いました。漏洩廃液をまともに回収せずに、作業を終わらせました。原燃が、測定値に基づき回収率を示したのは、Cs（セシウム）137、Cs134、Eu（ユーロピウム）154の僅か3核種のみです。回収率はEu154で75%とかなり低い値となっています。回収率の誤差は±19%と異常に大きな値となっています。Cs137の回収率は98%ですが、それでも未回収量は10兆ベクレルもあり、誤差を考慮すれば最大109兆ベクレルにもなります。3核種以外は定量下限値未満等とされ値をまともに出していません。1億ベクレルのオーダの濃度が測定できていません。原燃には高レベル放射性廃液の量を測定し管理する能力がないのです。

また、原燃が、加圧水洗浄により機器に不具合が起きる可能性があるからとして、洗浄の範囲を限定したこと、固化セルは汚染を考慮した閉じ込め及び遮蔽設計が施されているから、今後漏洩が起こった時に漏洩を検知できるレベルにまで放射能レベルを下げればそれでよとしたことも、このようないい加減な回収作業で終わらせる要因となっています。

結局、大量漏洩した高レベル放射性廃液のうちどれだけが固化セル内にとどまり、どれだけが大気中に放出されたのか曖昧なままにされています。

このようないい加減な回収で終わらせて今後の作業を続ければ、相次ぐ事故と故障の際に隣室にて直接保守に駆り出される労働者が、機器に付着したままの漏洩廃液中の放射能性物質により多大な被曝を被ることになります。また、今回のような不適切な管理により、固化セルの室内圧が高くなり負圧を維持できなくなれば、隣室や施設外に放射能汚染が広がる可能性があります。

原燃は、閉じ込め機能があるからという理由で固化セルの汚染を放置しましたが、その閉じ込め機能を確保するための保安規定を遵守する体制がないという、極めて杜撰な組織体質が今回改めて示されたのです。



固化セル断面
4月30日、固化セルにてインターロック等が発生した時の状況
2010.5.14 付原燃報告書の図に加筆

●17件もの保安規定違反

原燃は、この約1年5ヶ月の間に17件もの保安規定違反を犯しています。一昨年12月から昨年2月の間に犯された5件の保安規定違反は、高レベル放射性廃液大量漏洩事故と漏洩した廃液の固化セル壁隙間への浸入事故をもたらしました。原燃は、昨年4月にこれらの違反に対する再発防止策を出しましたが、その後も事故や違反が続発し、昨年9月までに新たに5件の保安規定違反を犯しました。原燃は、昨年11月にこれらに対する再発防止策を出しましたが、今年3月にはさらに6件の保安規定違反を犯していたことが発覚しました。4月9日にこれらのうち2

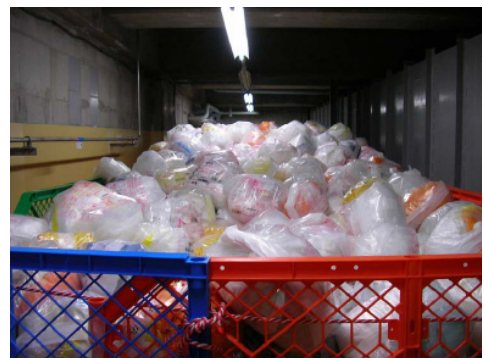
件に対する再発防止策を出しましたが、4月末にはまたしても保安規定違反を再犯したのです。

これだけ保安規定違反が繰り返されれば、原燃という会社に使用済核燃料（高レベル放射性廃棄物）を扱わせるのはあまりにも危険すぎることに、原燃には事業者としての資格も能力も無いことは誰の目にも明らかというものでしょう。

●長期放置状態の放射性廃棄物を隠し続けてきた

3月に公表された6件の保安規定違反のうち1件は、使用済み燃料受入れ・貯蔵施設（F施設）のスラッジポンプ室にて、9年近くの長期にわたって、大量の高線量の「低レベル」放射性廃棄物を、数量把握もせず、ビニール袋むき出しの状態に放置し続け、管理する計画も立ててこなかったというものです。原燃はその量は、13リットルのビニール袋で約1900袋分、ドラム缶約220本分だと推定しています。原燃は、昨年9月7日に、同施設でドラム缶約8100本分（実際は8791本分）もの「低レベル」放射性廃棄物を長期にわたりビニール袋むき出しのまま放置していることを、昨年8月末に原子力安全・保安院に指摘されたのを受け、公表しました。しかし、この時は、スラッジポンプ室の放置廃棄物については公表せず、今年3月の保安検査で保安院に指摘されてようやく公表したのです。原燃は、これらの廃棄物について、この9年もの間、マニュアルに即して管理すべき対象であることすら考えが及ばなかったとしています。4月9日付の報告書では、さらに別の高線量のビニール袋むき出し状態の廃棄物や、今後工事等を行わなければ貯蔵建屋に持ち込むことができない廃棄物の存在が明らかにされています。原燃には、高レベル放射性廃液をはじめ、放射性廃棄物をまともに管理する資格も能力も無いということが一層明らかになりました。

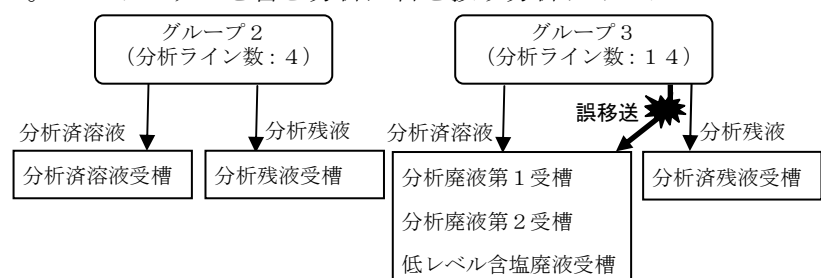
保安院は、昨年8月末になって初めて、放射性廃棄物が長期間放置されている事実を公表しました。しかし、保安院は約9年前からこれらの事実を把握していたのです。保安院は、原燃とグルになって放射性廃棄物を放置し続けてきたのです。スラッジポンプ室の廃棄物については、3月の保安検査で初めて発見したかのような見解ですが、9年も発見できなかったというのであれば、規制当局としてあまりにも無能です。



使用済燃料受入れ・貯蔵施設にてビニール袋むき出しで通路に放置されている低レベル放射性廃棄物(昨年9月公表分)
(2009年9月7日付原燃報告書より)

●プルトニウムを含む分析液の杜撰な管理

3月に公表された6件の保安規定違反のうちの2つ目は、プルトニウムを含む分析残液を誤移送したというものです。3月11日、分析建屋において、分析残液受槽に移送しなければならないプルトニウム約10gを含む分析残液を、分析廃液第1受槽（最終的にガラス固化処理するための受槽）に誤って移送しました。プルトニウムを含む分析試料を扱う分析ラインは3つのグループに分類されており、今回の分析試料は、通常、グループ2で分析作業が実施されるものでした。グループ2は、分析廃液受槽には繋がっておらず、誤移送してしまうこと



はありえません。しかし、原燃は、グループ内の全ての分析装置が故障した時は他のグループで分析作業を行うとしており、今回、分析廃液受槽に繋がるグループ3で分析することで、誤移送が起こったのです。誤移送が起こりかねない設備での作業が、当たり前のこととして行われていたのです。また、排水口の仮蓋や識別表示などの誤移送を防ぐための措置も無く、廃液受槽のプルトニウム量の監視も毎日行われておらず、常時監視システムもありませんでした。このような設備で、正式の操作員でない労働者を、まともに指導せずに、一人で作業させていたのです。会社として猛毒プルトニウムをきっちりと管理する設備もなく、体制もとられていないのです。

●安全を無視し、無駄で何らの展望もない政策にしがみつくと国

原燃は、固化セルの負圧管理についての保安規定違反公表からわずか3日後の5月14日に再発防止策をまとめた報告書を出し、即日、ガラス溶融炉（ガラス固化体を作る設備）の事故の復旧作業を再開しました。

保安院は、保安規定違反が止まることなく繰り返し発生しながらも、また、固化セルをまともに管理していない実態が改めて明らかになりながらも、またしても報告書を出させるだけで終わらせました。このような甘い対応が、保安規定違反や事故を繰り返し起こさせているのです。

さらに、保安院は、保安規定違反が続出し続け、原燃の事業者として資格が改めて問われているまさにその最中に、原燃に対してMOX燃料加工工場の事業などの認可を行っています。

六ヶ所再処理工場のアクティブ試験（最終試験）は、事業者の原燃の組織的欠陥がもたらす事故やトラブルに加え、再処理の要の工程であるガラス固化工程の技術的破綻により行き詰り、到底本格稼働できる状態にありません。ガラス固化体を作れないというのは、単に一つの工程が機能しないというレベルの話ではなく、再処理そのものの破綻を意味しています。ガラス固化体を作れなければ、高レベル放射性廃液が溜まり続けるということであり、ただでさえ超危険な高レベル放射性廃棄物を液体状態にしたまま処理する術がないということになるのです。高レベル放射性廃液は、沸騰するのを防ぐために絶えず強制冷却を続けなければならない、放射線の作用で水が放射線分解し、爆発事故を起こすレベルの水素が発生するため、常に水素を掃気し、水素濃度を一定値以下に抑制しておかなければなりません。

MOX燃料加工工場は、六ヶ所再処理工場で作られるMOX（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）粉末を原料にして、MOX燃料を作るための工場であり、再処理工場を動かす見通しが全く

ない状態でMOX燃料加工工場を作っても無駄なだけです。また、保安院は、5月13日、むつ中間貯蔵施設の事業認可も行いました。中間貯蔵施設とは、原子力発電所に貯蔵しきれなくなった使用済核燃料を再処理するまで貯蔵しておこうという施設です。しかし、再処理工場をまともに動かす見通しがまるでない状態で、使用済核燃料を搬入すれば、中間貯蔵施設が永久的な核のゴミ捨て場とされてしまいかねません。また、安全を完全に無視して強硬に運転再開した高速増殖原型炉「もんじゅ」では異常なまでにトラブルが続出していますが、保安院は全く運転を止めさせようとしません。



高速増殖原型炉「もんじゅ」
2010.4.27 東奥日報夕刊より

このような安全をないがしろにした、無駄で、全く展望も無い矛盾を先送りするだけの政策が許されてよいのでしょうか。国は、破綻した技術にしがみつくとではなく、現実を直視すべきです。六ヶ所再処理工場のアクティブ試験を中止させ、「核燃料サイクル」政策からの撤退を決めるべきです。



むつ中間貯蔵施設の建設予定地
2010.5.18 朝日新聞より